

平成 28 年度 公募制自己推薦入試 ALT 型レポートの作成の手引き

【出題の意図】

平成 28 年度の公募制自己推薦入試における ALT 型レポートでは、原子力発電のあり方について述べる問題を出題しました。問題は以下のとおりです。

原子力発電のあり方について、近時特に大きく議論されています。そこで、原子力発電のあり方というテーマについて、以下の内容を含む 1200 字～2000 字のレポートを作成してください。

- (1) 日本では東日本大震災の発生までにどのような経緯を経て原子力発電が行われてきたのかについて、説明してください。(字数の目安：240 字～400 字)
- (2) 海外では原子力発電をめぐってどのような動向があるのかについて、説明してください。(字数の目安：240 字～400 字)
- (3) 今後の原子力発電について、これを認めるべきとする見解と認めるべきではないとする見解が対立しています。両者を具体的に紹介してください。(字数の目安：360 字～600 字)
- (4) (3) で紹介した見解のうち、あなたはどちらを支持しますか。理由を付して論じてください。なお、あなたがどちらの見解を支持するかは、合否と直接関係しません。(字数の目安：360 字～600 字)

原子力発電所(原発)については、古くからその賛否が論じられてきましたが、特に 2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とこれに起因する東日本大震災をひとつの契機として、改めて脱原発の必要性などに注目が集まりました。

他方、東日本大震災の発生前においては日本の発電電力量のうち 3 割強が原発によって担われてきており、また、原発の運転や管理に関する技術的知見なども蓄積されてきていた等の事情から、(即時の)脱原発には反対する意見も見られました。

また、東日本大震災は、海外における原発のあり方に関する議論を改めて引き起こすことにもなりました。

日本における原発の将来的なあり方という問題は、私たちが生活を送るうえでの権利や利益に大きくかわかることはもちろん、国のエネルギー政策や科学技術の発展などにも大きくかわかるものであります。こうした問題を論じるうえでは、非常に多角的かつ論理的な検討が求められることとなります。

そこで、受験生のみなさんが、原発ないし原子力発電のあり方についてどのように考えを巡らせているのかを計るため、ALT 型レポートという形式で上記のような出題をしました。なお、原発ないし原子力発電のあり方については、上述のように様々な意見があることに鑑み、設問(4)では、受験生のみなさんが与する意見の別は合否と直接に関係しないこととされています。

【採点のポイント】

1. レポートの形式について

- 各設問の文字数を守っているかどうか、誤字・脱字はないかどうか、といった形式的なところは、当然チェックされます。
- 表現は「～である」というもの（常体）でも「～です」というもの（敬体）でも構いませんが、どちらか一方に統一していることが必要であって、両者を混在させているものはNGです。
- そして、上記の点を守ったうえで、日本語として整っていることが必要です。主語と述語がうまく対応していない記述や、「だから」や「しかし」といった接続詞でつながっているにもかかわらず、それに応じた記述が続けられていない例などが散見されます。また、内容に応じて段落分けがきちんとしてできていることも重要です。
- 形式面でのマイナスポイントを無くすために、清書をしたうえで、時間をおいてから、しっかりと見直すことをお勧めします。

2. 参考文献などの扱いについて

- 本レポートは、参考となる文献・HP を例示するにとどまり、特定の文献を読んだうえで作成することを要求するものではなく、参考にする文献などの選択は、各自に委ねられています。
- ただし、そうとはいっても、参考文献として、インターネット上の記事だけを挙げ、書籍などを1つも挙げないのは、好ましいとはいええないでしょう。事実、そのようなレポートも見られましたが、内容的に薄い印象は否めません。
- また、選択した参考文献をきちんと形式にのっとって挙げているかどうか、インターネット上の記事であれば、信頼に値する記事であるかどうか、などの点もチェックされます。特にインターネット上の記事に関しては、最終アクセスした日時を添えるといいでしょう。
- 参考文献は各自がレポートを作成するうえで実際に参考としたものを記載するわけですから、「このレポートの内容からは、どうも実際には読んでいないな」とわかってしまうようなものを参考文献に挙げると、読み手の印象を悪くさせてしまいます。

3. レポートの内容について

(ア) 前提的な注意点

- 設問（1）および設問（2）については、客観的な事実の説明を求めるものですので、設問や参考文献の誤解などの誤った調査・検討をしない限り、解答内容には大差は生じないという予想のもとで出題しましたが、おおむねそのとおりでした。

- 他方、解答内容に差が出たのは、設問（３）および設問（４）でした（これは出題者の予想したとおりでした）。設問（３）では、今後の原子力発電のあり方について展開されている賛否双方の立場とその根拠をしっかりと調べたうえで、それを基にして設問（４）で論理的に自論を述べられていることが期待されています。自論を展開する際には、その根拠についてもしっかりと言及することはもちろんですが、ありうる反論に対しても再反論できるような論を展開できればベストです。

（イ）設問（１）について

- 採点のポイントとなるのは、例えば以下のような点です。*
 - 第２次大戦後、原子力研究が再開されたこと。
 - 原子力基本法が 1955 年に制定され、「自主」「民主」「公開」の 3 原則が謳われたこと。
 - 東海村などを中心として原子力研究が展開されたこと。
 - 日本原電・東海原発の運転が開始されたこと（1963 年）。
 - いわゆる電源三法によって原発の設置・運転が進められてきたこと。
 - 過去に原発で大小の事故が起こってきたこと（例えば東海村 JCO 事故など）。
 - 国の原子力政策や原発の運転には賛否両論があったこと。
 - 東日本大震災前は全発電量の約 3 割を原発がカバーしてきたこと。

（ウ）設問（２）について

- 採点のポイントとなるのは、例えば以下のような点です。
 - 東日本大震災の前後で脱原発の方針を鮮明に打ち出していた欧米の国の典型例としては、ドイツが挙げられること。
 - 他方、ドイツの隣国フランスでは、全発電量の 7~8 割を原発がカバーしているとされること（ただし将来的に原発を半減させる方針とされる）。
 - その他スイスやベルギーなども将来的には脱原発の方針を打ち出していること）。
 - 北欧諸国（特にスウェーデン）では、環境保護面の重視等の理由から、原発（+水力発電所など）を維持する方針がとられていること。
 - 東欧諸国では、今後の原発導入の可能性があること。
 - アメリカでは、（賛否両論はあるものの）脱原発が進みつつあるとされること。
 - アジア諸国では、東日本大震災後においても、原発の導入や維持の方向性が見られること。

* 以下の（イ）～（エ）に示すのはあくまでも例示であって、これらの記載が必ず無ければならないというものではありません。

(工) 設問(3) および設問(4) について

- 採点のポイントとなるのは、例えば以下のような点です。
- なお、上述のように、設問(3)での取組みを基にしたうえで設問(4)に取り組むことが求められていますので、以下では双方の設問を併せてポイントを例示しています。
 - 法的・政策的・社会的観点からの否定的見解には以下のようなものがあります。
 - ◇ 生命・健康・環境に多大な影響を及ぼす放射性物質を利用した発電技術であること。
 - ◇ 甚大な被害をもたらす事故、過酷事故(シビアアクシデント)の可能性を常にはらんでおり、上記の点を含め法・政策によってこれに対処できない(対処が難しい)こと。
 - ◇ 上記の点と関連して、現行の規制体制(原子力規制委員会による規制)であっても、十全な規制を行えないことや、専門家間でも見解のわかれる場合があること。
 - ◇ 原発の立地自治体には経済的恩恵があるとされる反面、原発に依存した社会が形成されてしまうこと。
 - 法的・政策的・社会的観点からの肯定的見解には以下のようなものがあります。
 - ◇ 徐々に原発依存率を低下させて将来的に脱原発を図るとしても、現時点での電力の安定供給のためには、技術的に蓄積のある確立した発電技術である原子力発電を活用すべきであること。
 - ◇ 上記の点と関連して、電気使用料金がローコストに抑えられること。
 - ◇ 電力自由化が貫徹されていない現状で脱原発をしても意味が少ない(無意味)であること。
 - ◇ 日本においては、EU 圏内の送電ネットワークのような施設の設置や、国際的な電力の融通が不可能(困難)であること。
 - ◇ 日本は資源に乏しく、再生可能エネルギーによる発電(の確立)をするにも、新たな法制度の創設、既存の法制度との調整が必要であること(例: 国立公園内での地熱発電など)。
 - ◇ 火力発電所などと比べて環境保護に寄与しうること(例: 温暖化防止・気候保護)。
 - ◇ 原発の立地自治体などの活性化には一定の寄与があること。

- 技術的観点からの否定的見解には以下のようなものがあります。
 - ◇ 生命・健康・環境に多大な影響を及ぼす放射性物質を利用した発電技術であること。
 - ◇ 甚大な被害をもたらす事故、過酷事故（シビアアクシデント）の可能性を常にはらんでいること。
 - ◇ 技術的な蓄積があるとされるが、なおも不透明な技術であること（例：核燃料サイクルの仕組みなど）。
 - ◇ 使用済み核燃料等の（高レベル）放射性廃棄物処分の適切な方法が存在しないこと（例：1000年単位・10000年単位でのリスクの予測などが不可能・非現実的、高コストであることなど）。
 - ◇ 使用済み核燃料等の（高レベル）放射性廃棄物処分場の立地選定が困難であること（特に付近住民には1000年単位・10000年単位でリスクを負わせることになる点など）。

- 技術的観点からの肯定的見解には以下のようなものがあります。
 - ◇ 原発の設置・運転には技術面の蓄積がみられること。
 - ◇ 「通常どおり」の安全確保措置がとられていれば、事故は防げること。
 - ◇ ローコストであること（ただし、この見解には、放射性廃棄物処分のコストが度外視されているという批判もある）。
 - ◇ 原発にかわる発電技術にも大きな問題が含まれていること（例：再生可能エネルギーによる発電技術は未確立・高コスト・不安定、火力発電所による発電は地球温暖化のリスクを高めることなど）。
 - ◇ 再生可能エネルギーによる発電に特有の問題もあること（例：風力発電について、「騒音」被害、バードストライクをはじめとする自然環境への影響、景観破壊などがあること）。

以上